

狭小敷地、無接道敷地に建つ空家等を 除却する方に除却費用の一部 (上限50万円)を補助します！

～四日市市特定空家等除却費補助金～

【補助対象者】

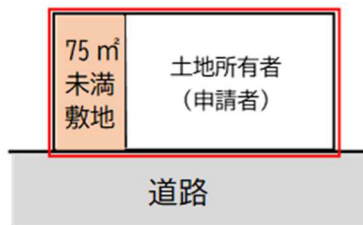
- ・狭小敷地、無接道敷地の隣接土地所有者

【補助対象】

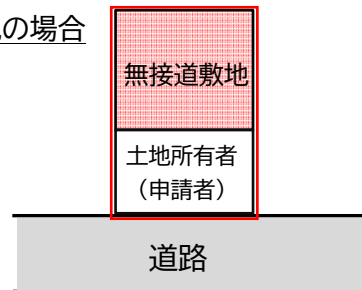
- ① 75㎡未満の狭小敷地に建つ空家等を除却する工事※
- ② 建築基準法上の道路に接道していない敷地（無接道敷地）に建つ空家等を除却する工事※
※除却後の跡地を自己の土地と一体として10年以上所有、管理を行う必要があります

～イメージ図～

①狭小敷地の場合



②無接道敷地の場合



□ : 所有している
土地と10年
以上一体利用

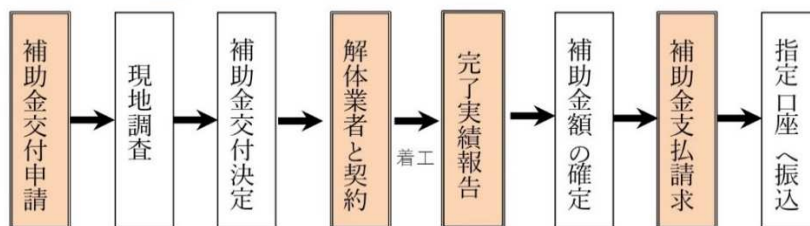
【補助額】

- ・補助対象経費
※門扉や草木等の撤去費を含めることができます
- ・標準除却費※にて算定した額
※国で定められた㎡単価で算出する費用

いずれか低い額の
4/5 (上限50万円)

【補助申請の流れ】

申請手続き (□ : 申請者 □ : 市)



【注意事項】

- ・市から補助金の交付決定を受ける前に工事に着手（契約含む）した場合は補助対象になりません。
- ・工事完了後30日以内に実績報告書の提出が必要です。（最終期限：申請年度の3月20日）
- ・他の公的制度による補助金等の支給を受けて行う除却工事と併用はできません。
- ・中止または変更は申請年度の1月末までに申請してください。
- ・その他、詳細については下記のお問合せ先にご連絡ください。

【お問い合わせ・申請先】

四日市市役所 建築指導課 建築安全・空き家対策係

TEL:059-354-8207 FAX:059-354-8404 E-mail:kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp